

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

改正案	現行
第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） 二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。） 三〽二十一 （略） 二十一の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）を取得しようとする場合 二十一の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部を取得しようとする場合 合 二十一の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式をいう。）を引き受ける者の募集をしようとする場合 二十二〽二十五 （略） 二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うこと	第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 （略） （新設） 三〽二十一 （略） （新設） （新設） （新設） 二十二〽二十五 （略） （新設）

を目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。）が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合 二十七 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。） 2 6 （略）	（新設） 2 6 （略）
--	------------------------------------